

医療・結婚・葬祭・入学・修学貸付の概要

	特別貸付				
	医療貸付	結婚貸付	葬祭貸付	入学貸付	修学貸付
借受資格	組合員資格を取得した日から				
貸付事由	組合員または被扶養者の療養のために必要とする費用(差額ベット代、子の歯科矯正費用等) *保健給付の支給対象となる療養を除く。	組合員、被扶養者(被扶養者でない子を含む。)、孫または兄弟姉妹の結婚費用。	組合員の配偶者、子、父母、兄弟姉妹または配偶者の父母に係る葬祭費用。	組合員または被扶養者(被扶養者でない子を含む。))が、学校教育法に定める中等教育学校(後期課程に限る。)、高等学校・高専・大学・専修学校・各種学校及び外国の教育機関へ入学するための費用。	組合員または被扶養者(被扶養者でない子を含む。))が、学校教育法に定める中等教育学校(後期課程に限る。)、高等学校・高専・大学・専修学校・各種学校及び外国の教育機関での修学に要する費用。
貸付限度額	貸付事由ごとに 給料月額×6月 (最高限度額: 100万円)	貸付事由ごとに 給料月額×6月 (最高限度額:200万円)		1か月の上限15万円 (1年につき180万円) ※次ページ月別貸付限度額参照	
貸付単位の額の	3万円を 最低額とし、 1万円単位	10万円を最低額とし、1万円単位		10万円を最低額とし、 5万円単位	
利率付	年利1.26%(変動金利)				
償還方法・期間	毎月償還のみ 32～60月	毎月償還のみ 40～120月		毎月償還のみ 修学終了後45～150月 (利息のみの償還期間除く) *同一対象者の同一学校の修学期間に対する貸付けは、貸増方式 (次ページ参照) ア 修学年限内かつ修学期間中は利息のみ返済 イ 申出による、修学年限満了前からの償還	
申込書類	①特別貸付申込書 ②医療費が確認できる書類の写し ③印鑑登録証明書 ④借用証書 ⑤給料月額が確認できる書類	①特別貸付申込書 ②案内状の写し ③費用が確認できる書類の写し ④印鑑登録証明書 ⑤借用証書 ⑥給料月額が確認できる書類	①特別貸付申込書 ②費用が確認できる書類の写し ③埋葬・火葬許可証の写し ④印鑑登録証明書 ⑤借用証書 ⑥給料月額が確認できる書類	①特別貸付申込書 ②合格通知書の写し ③入学費用等の額及び納付期限が確認できる書類の写し ④入学金等支払済の場合は振込依頼書等の写し ⑤印鑑登録証明書 ⑥借用証書 ⑦給料月額が確認できる書類	①特別貸付申込書 ②修学費用等の額及び納付期限が確認できる書類の写し ③在学証明書の写し(修学初年度は有効期間が確認できる学生証の写し可) ④授業料等支払済の場合は振込依頼書等の写し ⑤印鑑登録証明書 ⑥借用証書 ⑦給料月額が確認できる書類
	<p>【申込みにおける留意事項】</p> <p>1.貸付申込書の申告において、他の金融機関等からの借入れがある場合は、上記の書類に加え、当該借入金の償還表の写しを添付してください。</p> <p>2.結婚・葬祭・入学・修学貸付において、貸付対象者が被扶養者でない場合は、上記の申込書類に加え、組合員と貸付対象者との続柄が確認できる住民票又は戸籍謄本の原本(貸付日以前3か月以内に交付されたもの)の提出が必要です。</p> <p>3.「印鑑登録証明書」は、貸付日以前3か月以内に交付された証明書を提出してください。</p> <p>4.当共済組合の貸付事業は地方公務員等共済組合法第112条に規定する福祉事業であることから、必要に応じて、その他の確認資料等の提出を求めることがあります。</p>				
締切申込	借入希望月の10日(10日が休みの場合は、前業務日)				
貸付月	毎月				
貸付日	原則、申込月の28日送金				